

福岡県医発第384号(地)
平成20年 5月12日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

平成20年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う
自賠責保険診療費算定基準(自賠責新基準)の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の一部改正(平成20年4月1日実施)に伴い、本年4月1日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成20年4月5日付福岡県医発第59号(地)によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準(自賠責新基準)の取扱いにつきましても、本年4月1日より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとし、本部三者協議会において合意された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

特に、平成20年4月1日以降の診療におきまして、算定方法等の取扱いが改定された下記の点につきましては、ご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、労災保険において、平成20年度健康保険診療報酬点数表等の改定に伴い、診療費請求内訳書(レセプト)の仕様を一部改定する必要が生じたが、当分の間、読み替えて取り扱うこと、「再就労療養指導管理料」が点数化されたことおよび「職業復帰訪問指導料」が新設されたことに伴い、請求におけるレセプトの記載方法等の取扱いが示され、平成20年5月7日付福岡県医発第304号(地)によりご連絡申し上げたところでありますが、自賠責新基準の取扱いにつきましても同様に取扱いさせていただきますようお願い申し上げます。

記

【平成20年4月1日以降の主な留意事項】

1. 初診料(救急医療管理加算を含む。)の取扱いについて

自賠責新基準の算定において、同一医療機関で健康保険や労災保険などの他保険等により傷病の診療を継続している期間中に、自賠責保険(交通事故)の傷病等により初診を行った場合は、初診料(3,640円)を算定することができます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

この場合、算定要件を満たせば救急医療管理加算も併せて算定することが可能です。

なお、同一医療機関で既に自賠責保険（交通事故）による診療を継続している期間中に、新たな自賠責保険（交通事故）の傷病等により初診を行った場合は、従来どおりの取扱いとなります。

具体的な取扱いにつきましては、「平成20年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成20年4月5日付福島医発第59号（地）」の資料中、「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について（基労補発第03311004号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）」の別紙1算定例をご参照いただきますようお願いいたします。

2. 再就労療養指導管理料について

再就労療養指導管理料については、評価が引き上げられるとともに金額設定から点数化されました。（月1回：3,000円 → 420点）

また、本管理料の算定にあたっては、従前より「指導管理箋」の交付が算定要件となっております。

指導管理箋には、患者用および患者の所属事業場の産業医提出用の2種類があり、ともに様式の改正が行われております。新様式につきましては、「平成20年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成20年4月5日付福島医発第59号（地）」の資料中、「「労災診療費算定基準」の一部改定について（基発第0331018号厚生労働省労働基準局長）」をご参照いただきますようお願いいたします。

3. 疾患別リハビリテーション料について

傷病にかかわらず、標準的算定日数を超えて疾患別リハビリテーションを継続して行う場合は、診療費請求内訳書（レセプト）の摘要欄に標準的算定日数を超えて行うべき医学的所見等を記載することとなっております。

または、労災リハビリテーション評価計画書を診療費請求内訳書（レセプト）に添付して提出した場合には、診療費請求内訳書（レセプト）に標準的算定日数を超えて行うべき医学的所見を記載する必要はありません。労災リハビリテーション評価計画書は、一部様式の改正を行っており、新様式につきましては、「平成20年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成20年4月5日付福島医発第59号（地）」の資料中、「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について（基労補発第03311004号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）」の別紙3をご参照いただきますようお願いいたします。

事務連絡（保 29）F
平成 20 年 4 月 25 日

都道府県医師会
自賠責保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 井 正 三

平成 20 年度労災診療費算定基準の一部改定に伴う
自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いについて

健康保険診療報酬点数表等の一部改正（平成 20 年 4 月 1 日実施）に伴い、本年 4 月 1 日より労災診療費算定基準の一部が改定されたことにつきましては、平成 20 年 3 月 31 日付日医発第 1208 号（保 227）によりご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、自賠責保険診療費算定基準（自賠責新基準）の取扱いにつきましても、本年 4 月 1 日より改定後の労災診療費算定基準に準じた算定方法により請求することとし、本部三者協議会において合意いたしましたのでご連絡申し上げますとともに、貴会関係会員への周知方ご高配賜われますようお願い申し上げます。

特に、平成 20 年 4 月 1 日以降の診療におきまして、算定方法等の取扱いが改定された下記の点につきましては、ご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、労災保険において、平成 20 年度健康保険診療報酬点数表等の改定に伴い、診療費請求内訳書（レセプト）の仕様を一部改定する必要が生じたが、当分の間、読み替えて取り扱うこと、「再就労療養指導管理料」が点数化されたことおよび「職業復帰訪問指導料」が新設されたことに伴い、請求におけるレセプトの記載方法等の取扱いが示され、平成 20 年 4 月 10 日（保 8）により都道府県医師会労災保険担当理事あてにご連絡申し上げたところでありますが、自賠責新基準の取扱いにつきましても同様に取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

【平成 20 年 4 月 1 日以降の主な留意事項】

1. 初診料（救急医療管理加算を含む。）の取扱いについて

自賠責新基準の算定において、同一医療機関で健康保険や労災保険などの他保険等により傷病の診療を継続している期間中に、自賠責保険（交通事故）の傷病等により初診を行った場合は、初診料（3,640 円）を算定することができます。この場合、算定要件を満たせば救急医療管理加算も併せて算定することが可能です。

なお、同一医療機関で既に自賠責保険（交通事故）による診療を継続している期間中に、新たな自賠責保険（交通事故）の傷病等により初診を行った場合は、従来どおりの取扱いとなります。

具体的な取扱いにつきましては、「平成 20 年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成 20 年 3 月 31 日付日医発第 1208 号（保 227）」の添付資料にあります「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について（基労補発第 03311004 号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）」の別紙 1 算定例をご参照いただきますようお願いいたします。

2. 再就労療養指導管理料について

再就労療養指導管理料については、評価が引き上げられるとともに金額設定から点数化されました。（月 1 回：3,000 円 → 420 点）

また、本管理料の算定にあたっては、従前より「指導管理箋」の交付が算定要件となっております。

指導管理箋には、患者用および患者の所属事業場の産業医提出用の 2 種類があり、ともに様式の改正が行われております。新様式につきましては、「平成 20 年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成 20 年 3 月 31 日付日医発第 1208 号（保 227）」の添付資料にあります「「労災診療費算定基準」の一部改定について（基発第 0331018 号厚生労働省労働基準局長）」をご参照いただきますようお願いいたします。

3. 疾患別リハビリテーション料について

傷病にかかわらず、標準的算定日数を超えて疾患別リハビリテーションを継続して行う場合は、診療費請求内訳書（レセプト）の摘要欄に標準的算定日数を超えて行うべき医学的所見等を記載することとなっております。

または、労災リハビリテーション評価計画書を診療費請求内訳書（レセプト）に添付して提出した場合には、診療費請求内訳書（レセプト）に標準的算定日数を超えて行うべき医学的所見を記載する必要はありません。労災リハビリテーション評価計画書は、一部様式の改正を行っており、新様式につきましては、「平成 20 年度労災診療費算定基準の一部改定について（平成 20 年 3 月 31 日付日医発第 1208 号（保 227）」の添付資料にあります「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について（基労補発第 03311004 号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）」の別紙 3 をご参照いただきますようお願いいたします。